減免の対象となる障がいの範囲

(身体障害者手帳の交付を受けている場合)

障がいの区分	身体障がい者の方が運転する場合		身体障がい者の方と生計を一にする方又は身体障がい 者の方を常時介護する方が運転する場合
	障がいの級別		障がいの級別
視覚障がい	1級から3級、4級の1		1級から3級、4級の1
聴覚障がい	2級、3級		2級、3級
平衡機能障がい	3級		3級
音声機能障がい	3級(喉頭摘出による場合に限る)		-
上肢不自由	1級、2級		1級、2級
下肢不自由	1級から6級		1級から3級
体幹不自由	1級から3級、5級		1級から3級
乳幼児期以前の 非進行性の脳病	上肢機能	1級、2級(1上肢のみの場合を除く)	1級、2級(1上肢のみの場合を除く)
変による運動機能障がい	移動機能	1級から6級	1級から3級(1下肢のみの場合を除く)
心臓機能障がい	1級、3級、4級		1級、3級、4級
じん臓機能障がい	1級、3級、4級		1級、3級、4級
呼吸器機能障がい	1級、3級、	4級	1級、3級、4級
ぼうこう又は直腸 の機能障がい	1級、3級、4級		1級、3級、4級
小腸の機能障がい	1級、3級、4級		1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫機 能障がい	1級から3級		1級から3級
肝機能障がい	1級から4級		1級から4級

(注)2以上の障がいがある場合の取扱い

- (1)障がいの区分が異なる場合は、個々の区分で判定します。
- ◎減免の対象とならない場合の例(生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合)身体障害者手帳の等級が3級であっても、その内容が上肢不自由3級及び下肢不自由4級であるときは該当しません。
- (2) 障がいの内容が同一の区分であるときは合算することができます。
- ◎合算する例(下肢不自由の場合)

両股関節機能障害4級×2(右股関節機能障害4級並びに左股関節機能障害4級)の場合の認定等級は3級となります。

(戦傷病者手帳の交付を受けている場合)

障がいの区分	戦傷病者の方が運転する場合	戦傷病者の方と生計を一にする方又は戦傷病者の方を 常時介護する方が運転する場合
	重度障がい又は障がいの程度	重度障がい又は障がいの程度
視覚障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
聴覚障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
平衡機能障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
音声機能障がい	特別項症から第2項症	_
	(喉頭摘出による場合に限る)	
上肢不自由	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
下肢不自由	特別項症から第6項症及び第1款症から第3款症	特別項症から第3項症
体幹不自由	特別項症から第6項症及び第1款症から第3款症	特別項症から第4項症
心臓機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
じん臓機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
呼吸器機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
ぼうこう又は直腸 の機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
小腸の機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症

(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合) <u>1級</u>